【大阪府歯科保険医協会理事会声明】

米国のあらゆる戦争に自衛隊を参加させる「安全保障」法制の法案化の中止を求める

自民・公明両党は3月20日、昨年7月1日の集団的自衛権の行使容認閣議決定に基づき、安全保障法整備の具体的な方向性について合意した。「合意文書」が指示する安保法制整備は、米国が起こすあらゆる戦争を平時・有事の切れ目なく自衛隊が支援するためである。政府は周辺事態法改定や海外派兵恒久法制定、集団的自衛権の行使を可能にする自衛隊法改定など6つの柱からなる法案作成作業を進め、5月中旬の国会提出を狙っている。

そもそも、昨年7月1日の閣議決定は歴代政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を含む自衛隊の海外での武力行使を容認し、日本を戦争できる国へとつくり変えるもので、憲法9条を否定する違憲行為である。閣議決定と新立法で憲法9条を実質的に改憲することは、立憲主義と国民主権に反し許されない。私たちは、与党合意に抗議するとともに、違憲の閣議決定を撤回し、安全保障法制の立法作業を直ちに中止することを求める。

合意の第1の問題は、これまでの時限立法であるテロ特措法、イラク特措法で制約されていた「戦闘地域へは行かない」という"歯止め"を撤廃することとに加え、恒久法化し米国の要請に応えいつでも自衛隊が軍事支援を行える仕組みづくりにある。また、周辺事態法を改定し日本周辺という地理的制約をなくし、自衛隊を世界のどこへでも派遣可能にする。さらに、戦闘現場でも捜索・救助を継続できることを恒久法に盛り込もうとしている。

国際平和協力法(PKO)の改定では、PKOでの武器使用権限の拡大に加え、「国連が統括しない」人道支援や治安維持活動での紛争地派兵までが狙われている。

第2の問題は、米国の戦争に集団的自衛権を発動して参戦可能にすることである。 「閣議決定」に対応し、「武力行使の新3要件」を武力攻撃事態対処法などに書き込み、日本に対する武力攻撃がなくても政府の裁量次第で米国の無法な先制攻撃戦争にも参加できるようにするものである。

自衛隊は1990年代から海外派兵に踏み出したが、これまで一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺してこなかった。合意文書に沿った安保法制が通れば、自衛隊員の戦死の危険は高まり、自衛隊員が他国民を殺し、殺されることになる。また、国民がテロの標的になる危険も高まることは明らかだ。

軍事力・軍事同盟による安全保障体制ではなく、日本国憲法の掲げる平和主義こそが 日本の安全保障の要である。大阪府歯科保険医協会は命を守る歯科医師の団体として、 安保法案化反対の一点で幅広い国民と協力・共同を広げ、9条の平和主義をはじめとす る憲法理念の実現へ力を尽くす。

以上

2015年4月11日

大阪府歯科保険医協会第1回理事会